



登場
ページ

今週の専門用語

1年を超える事業年度

旧商法では事業年度が1年を超えることは認められていなかった。現行会社法でも、「事業年度＝1年以内」が原則とされているが、例外として、「決算期の変更を行った直後の事業年度」に限り、最長で1年6か月（18か月）とすることが認められている（会社計算規則59条）。決算期変更のための定款変更には株主総会の特別決議が必要であり、(株)ユーグレナは8月26日、日本初のバーチャルオンリー総会による臨時株主総会を開催している。

指定社員制度

（無限責任）監査法人が特定の証明（監査証明）について、業務を担当する社員を指定することができるという制度。2003年の改正公認会計士法で導入された。指定された証明については、指定を受けた社員のみが業務を執行する権利を有し義務を負うとともに、監査法人を代表することとされる。指定証明に関し被監査会社等に対して負担することとなった監査法人の債務については、その監査法人の財産をもって完済することができないときは指定社員のみが無限連帯責任を負うことになった。

民法424条（詐害行為取消請求）

民法424条の詐害行為取消権については、定めが簡素で解釈の余地が大きいため、判例により条文の空白が埋められてきた。そこで、平成29年改正（令和2年4月1日施行）により、424条の2以降の規定が新設され、要件及び効果が明確化された。また、詐害行為取消権と同様の制度である破産法上の否認権に関する規定との整合も図られている。なお、本事案は、施行日前の行為であったため、被告側の当該改正に関する主張は認められなかった。

10

ページ

11

ページ

40

ページ

From
編集室

◆令和2事務年度の国税庁実績評価書が近く公表される。不服申立関係では、再調査の請求の3か月以内処理が99.9%（前年91.1%）に上昇した。実績値の算出において、災害等による調査の中断や納税者の都合により3か月以内に処理できなかった事案が除かれた影響が大きそうだ。ただ国税当局はこのような事案でも迅速な処理に努めるとしている。
◆事前照会に対する文書回答の3か月以内処理は100%となった。◆文書回答手続は今年6月に改正され、「税の軽減を主な目的とするもの」「通常の経済取引としては不合理と認められるもの」も照会可能となっており、今後の動向が注目される。（TN）

週刊T&Amaster 第900号

2021年10月4日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい